平成２４年（フ）第４４９号
福岡市西区小戸４丁目５番６号
債務者　趙　　明來
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５４号
福岡市城南区七隈４丁目23番39号
債務者　日隈　涼子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５６号
福岡市早良区四箇田団地38番404号
債務者　宮嶋　明美（旧姓深江）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６１号
福岡県太宰府市吉松１丁目４番41―102号
債務者　後藤　康一（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６２号
福岡市早良区野芥２丁目３番30―101号
債務者　森川由布子（旧姓本木）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６３号
福岡市城南区宝台団地21番303号
債務者　廣田　朗人
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６９号
福岡県春日市一の谷４丁目58番地コーポラス一の谷Ａ―102号
債務者　鈴川　　陽
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７６号
福岡市東区和白３丁目17番５号
債務者　世良　晴美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４８５号
福岡市東区西戸崎６丁目５番31号
債務者　辻野　　潔
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０６号
福岡市早良区昭代２丁目５番９号
債務者　梅本　和宏
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇155番地の２
債務者　長谷部スミヱ
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２２号
北海道苫小牧市見山町２丁目８番７号　サエキ荘Ｂ―102
債務者　宮宅　光幸
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４８号
北海道苫小牧市新明町４丁目18番２―205号
債務者　竹花　菜美（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４３号
京都市右京区太秦安井辰巳町10番地
債務者　渡邉　春美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
京都府京田辺市三山木西羅15番地　西羅団地101号
債務者　北川　梅子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
京都市南区吉祥院政所町１番地の８
債務者　金田伊津美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
京都府久世郡久御山町野村北浦24番地５
債務者　小森　　学
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
京都府宇治市伊勢田町名木１丁目１番地の282　南宇治ローレルコートＡ棟205号、住民票上の住所京都府城陽市寺田庭井91番地の８
債務者　山田　由香
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係